

# 平成22年度花きに関連する事業の予算

平成22年度花きに関連する事業の予算(一覧)

目的	事業名	内容	ページ
花き産地の育成	強い農業づくり交付金(都道府県型)	園芸産地の競争力強化のため、集出荷施設、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御施設等の共同利用施設整備の支援(集出荷施設等の再整備も含む)	1
花き産地の育成	産地収益力向上支援事業	園芸産地の収益力を向上させるため、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取り組みに対し、総合的に支援	2
花き産地の育成	強い農業づくり交付金(市町村型)	園芸産地の収益力向上実現のために必要となる施設の整備・再編に対し支援	2
花き産地の育成	農畜産業機械等リース支援事業	園芸産地の収益力向上実現のために必要となる農業機械、園芸施設のリース導入を支援	2
花き需要拡大	花き産業活性化事業	・消費者ニーズの高い花きに関する情報等を収集・検証し、正しい知識の普及を図る ・「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図る	4
花き供給体制強化	産地収益力向上支援事業(ソフト)(のうち国産花き等生販連携体制構築)	・商品情報が消費者に届くよう実証を行い、その問題点を洗い出し、花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報を検索しやすいようネットライブラリーを整備 ・日持ちを保证する販売について実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち保証販売を推進するためのマニュアルを作成	4
地球温暖化対策	生産環境総合対策事業(施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策)	循環扇、内張の多重化等の施設園芸用省エネルギー設備の導入や先進的加温設備の導入を支援	7
輸出促進	輸出総合支援事業	・海外の消費者の嗜好調査・流通調査を実施 ・輸送コストの削減・輸送中の品質保持のためのテスト輸送等を実施等	11
輸出促進	農林水産物等輸出課題解決対策	輸出に取り組む花き産地が直面する共通課題を解決するための取組について支援	14
輸出促進	地域輸出実践者ネットワーク構築事業	輸出の課題に対して高い知見・ノウハウを有する者のネットワークを活用し、輸出を実践する花き生産者の人材を育成	16
輸出促進	海外ビジネスネットワーク構築事業	海外における国際見本市におけるジャパンパビリオンの設置を支援	18
地産地消の推進	強い農業づくり交付金(地産地消促進特別枠)	地産地消の活動に必要な直売所等の施設整備の支援	20
地産地消の推進	産地収益力向上支援事業(ソフト)(のうち地産地消の取組の推進)	地産地消活動の収益力向上のため、販売企画力、直売所の機能強化の取組に対する支援	21
GAPの普及推進	・産地収益力向上支援事業 ・強い農業づくり交付金(市町村型)	生産から流通まで一貫した工程管理等の先進的な取組を導入するための実証や、産地基幹施設・分析機器等の整備を支援	23
技術の普及	産学官連携経営革新技術普及強化促進事業	普及組織が参画する産学官連携プロジェクトによる、生産現場での新技術の確立から、総合的な技術普及までの一貫した取組を支援	25
技術の普及	現場創造型技術(匠の技)活用・普及支援事業	・篤農家等が持つ技術の若手農業者への継承やその効果的な活用により、地域の活性化を図る取組を支援 ・篤農家等を「農業技術の匠」に選定し、その技術の普及促進を図る	26

経営力の強化	強い農業づくり交付金(経営力の強化)	道府県農業大学校等での研修カリキュラムの策定等の取組を支援	27
経営体育成	経営体育成交付金	・新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等の初期投資の軽減を支援 ・農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について支援 ・集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援 ・経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援	28
農地の集積	農地保有合理化促進事業	意欲ある生産者の規模拡大を支援	30
農地・水・環境	農地・水・環境保全向上対策	地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域の支援	33
戸別所得補償	水田利活用自給力向上事業	水田を有効活用して、戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付	35
市場の整備	未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち流通の効率化・高度化	中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者又は卸売業者が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して品質管理高度化計画(仮称)を策定し、コールドチェーン体制づくりのために必要な設備・機器の導入を支援	37
市場の整備	強い農業づくり交付金(食品流通の合理化)	中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援	40
研究開発	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業(競争的研究資金)	農林水産業・食品産業の発展のための農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術を開発	42
制度資金	農業近代化資金	機械、施設、長期運転資金等の長期資金	44
制度資金	スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)	農地、機械、施設、長期運転資金等の長期資金(認定農業者)	45
制度資金	経営体育成強化資金	農地、機械、施設、長期運転資金等の長期資金(その他担い手)	47
制度資金	農業改良資金	新技術等にチャレンジする場合の無利子資金	49
制度資金	就農支援資金	新たに農業を始めようとする方や、農業の経験がない人を新たに採用しようとする農業法人等に対して、無利子資金の貸付	53
制度資金	農林漁業セーフティネット資金	災害、社会的、経済的環境変化等により、一時的に農林漁業経営を維持安定することが難しくなった方に対し、必要な運転資金を融資	57
制度資金	農業経営改善促進資金	認定農業者に対し、農業経営改善計画に即して規模を拡大したり、経営の改善をするのに必要な低利運転資金を融資	59

注意: 次頁以降の☆表示の事業は、花きの取組として積極的に活用できるものであり、×表示の事業は、花きの取組として活用できないものである。



# I 食料供給力の向上のための産地の育成

## (1) 食料供給力の強化に向けた園芸産地の育成（野菜・果樹・花き）

【強い農業づくり交付金（都道府県型）

14,385（24,416）百万円の内数】

【産地収益力向上支援事業 3,813（0）百万円の内数】

【農畜産業機械等リース支援事業 2,742（0）百万円の内数】

### 対策のポイント

国民への園芸作物の安定供給体制を確保するため、園芸産地において、販売価格の向上、販売量の増大及び生産流通コストの低減を戦略的に推進し、収益力を向上させる取組及びそれに必要な施設整備を支援します。

### <背景/課題>

- ・近年の農産物価格の低迷、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等の進展、輸入量の増加等により、供給力の持続性が減退している園芸産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産園芸作物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

### 政策目標

- 園芸産地の収益力の向上
- 園芸作物の安定供給体制の確保

### <内容>

#### 1. 園芸産地における食料供給力の強化と生産の持続性の確保

園芸産地の競争力強化に向けて、消費者ニーズに的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御施設（植物工場）等の共同利用施設の整備や、改植等の園地整備に対し、都道府県への交付金により支援します。

本交付金の中では、効率的かつ低廉に実需者ニーズに対応した園芸作物の供給体制を整備するため、既存施設を最大限有効活用した再編利用計画の策定等を条件として、集出荷貯蔵施設、処理加工施設の改修等も支援します。

（強い農業づくり交付金（都道府県型） 14,385（24,416）百万円の内数  
 補助率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
 事業実施主体：農業者団体等

## 2. 園芸産地の収益力向上に向けた取組に対する支援

(1) 園芸産地の収益力を向上させるため、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し、総合的に支援します。

また、そのために必要なイチゴのクラウン温度制御や梨のジョイント栽培等の国が奨める新技術の導入を支援します。

さらに、園芸産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中核として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動を支援します。

そのほか、花粉交配用昆虫等の安定確保に向けた取組、高度環境制御施設（植物工場）の普及・拡大に向けた環境整備、国産花きの日持ち保証販売などモデル的な生販連携体制の構築などを実施し、その成果を全国的に普及展開する取組を支援します。

産地収益力向上支援事業（ソフト） 1, 629 (0) 百万円の内数  
補助率：定額（10/10）、1/2以内  
事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

(2) 産地収益力向上支援事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、産地の実情を把握している市町村を通じて交付金を交付し、支援します。

強い農業づくり交付金(市町村型) 2, 184 (0) 百万円の内数  
補助率：市町村への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
事業実施主体：農業者団体等

(3) 産地収益力向上支援事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする農業機械、園芸用施設のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業 2, 742 (0) 百万円の内数  
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）  
事業実施主体：産地収益力向上協議会

お問い合わせ先：  
生産局生産流通振興課 野菜：03-6744-2113 (直)  
果樹：03-3502-5957 (直)  
花き：03-3593-6496 (直)

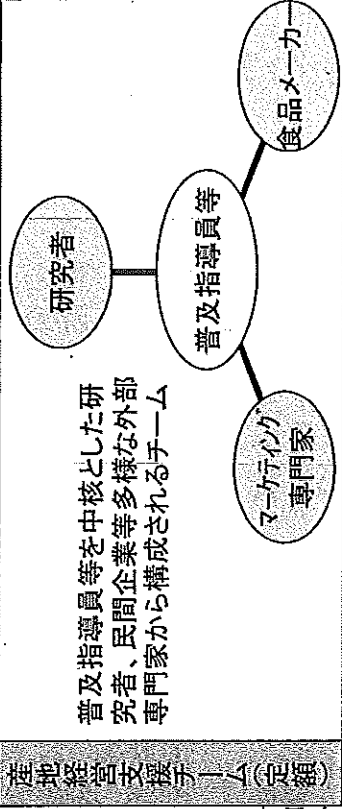
# 産地収益力向上支援事業

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○品目にとらわれない産地全体の支援 ○普及員等を中核にしたサポート体制 ○国直接採択事業をベースに強い農業づくり交付金の組合せ

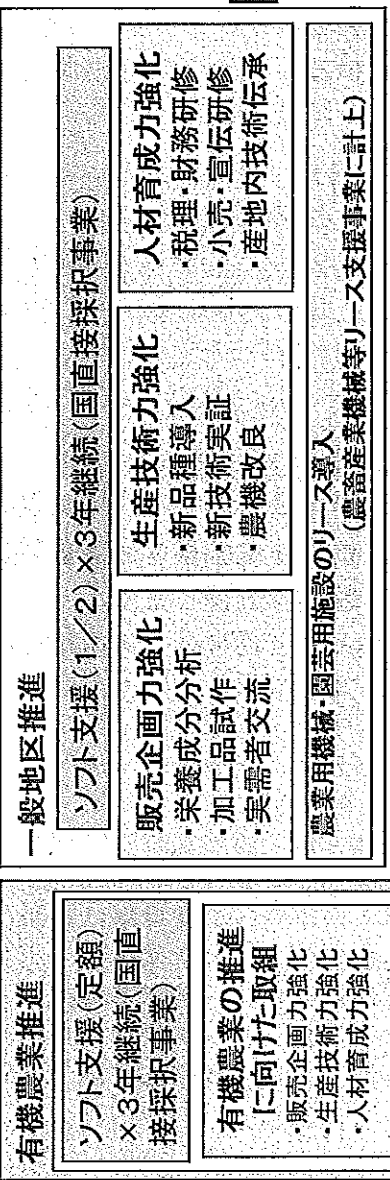
**産地における(販売価格×販売量×コスト)を最大化するために、**  
 ①量販店との契約取引やネット直販で取引価格・数量を有利にできる販売企画力  
 ②需要を起点とし、求められる品質・数量を確保できる生産技術力  
 ③高齢者に適した作付や新規参入を円滑にできる人材育成力の強化が必要。

**産地収益力向上協議会** (農業者団体+市町村、普及指導員等、外部専門家等)  
**3年間の産地収益力向上プログラムを策定**



**全国団体(定額)**  
 ○産地経営支援チーム活動の円滑化・高度化のための農業所得増大事例の収集・提供  
 ○先進的総合生産工程管理、RIT技術実用化支援など  
 ○有機農産物マッチングフェアなど

具現化のための総合支援  
 [成果目標]総産出額の増大



- 1. 先進的総合生産工程管理体制構築**
  - 調査検討(1/2)
  - 導入効果検証(定額)
  - 工程管理施設・条件整備(1/2)
- 2. 産地地消の推進(1/2)**
  - 周年・多品目供給体制の構築
  - 直売所の機能強化、ネットワーク化 など
- 3. 高度技術導入(定額)**
  - 不耕起乾田直播等栽培技術
  - 大豆300A技術
  - ばれいしよソイルコンディショニング栽培
  - 夏季高温抑制技術、生育診断ロボット など
- 4. 花粉交配用昆虫等国内供給力強化(定額)**
  - 蜜源樹木確保
  - 訪花昆虫利用技術実証 など

追加的な支援措置

(国直接採択事業)

連動した施設整備支援

**ハード支援(定額)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)**  
 1. 産地基幹施設の整備整備・機能強化  
 2. 産地機能強化施設(分岐施設、被害防止施設等)などの整備  
 ※産地基幹施設=集出荷貯蔵施設、加工処理施設など産地機能を発揮させるために必要な施設

連動した施設整備支援

**有機農業に係るハード支援(定額)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)**

## ★ VI 花き産業の活性化

【花き産業振興総合調査 4(1)百万円】

【花き産業活性化事業 24(0)百万円】

【産地収益力向上支援事業(ソフト) 1,629(0)百万円の内数】

### 対策のポイント

花き産業を活性化するため、実態を調査した上で、無購買層・低購買層への情報発信や、教育効果の高い花育活動を推進するとともに、日持ちの良さ等の国内花きの強みを生かせる体制の構築を図ります。

### <背景/課題>

近年、花きの需要は減少傾向、輸入は拡大傾向にあり、結果、国内生産は減少しております。

これへの対応としては、

- ・まず、実態をしっかりと調査することが必要です。その上で、
- ・切花購入世帯割合は4割程度、園芸品・同用品購入世帯割合は3割程度であることを踏まえ、無購買・低購買層への働きかけが必要です。また、
- ・子供が花や緑に接することは教育効果が高く、また、その経験は将来の購買に繋がりやすいことから、子供の頃から花や緑に親しむ活動(花育)の推進が必要です。加えて、
- ・国産花きのシェア確保のため消費者の要望の強い日持ちの良さ等の国産花きの強みを生かせる生産・出荷販売体制の構築が必要です。

### 政策目標

- ・切花購入世帯割合の1%拡大(H20年:40%)
- ・国産花き需要の1%拡大(H19年:約4,800億円)

### <内容>

#### 1. 花き産業振興総合調査

花きの需給動向に即した生産振興及び消費拡大対策の企画立案に不可欠なデータを把握するため、品目別、品種別の生産状況や、流通実態、利用形態別の消費実態の調査を行います。

花き産業振興総合調査 4(1)百万円  
事業実施主体:国

## 2. 花きのある生活の実現に向けた取組の推進

### (1) 花きに対する正しい知識の検証・普及

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの扱い方・育て方や日持ち期間等の消費者ニーズの高い花きに関する情報等を収集・検証し、正しい知識の普及を図ります。

### (2) 花育活動の推進

子供が花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図ります。

花き産業活性化事業 24(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

## 3. 国産花きの強みを生かせる生産・出荷体制の構築

### (1) 花き商品情報提供強化

消費者の関心が高く国産花きの強みである「日持ちの良さ」や、品質の高さ、生産者のこだわり等の商品情報が消費者に届くよう実証を行いつつ、その問題点を洗い出し、花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報を検索しやすいようネットライブラリーを整備します。

### (2) 日持ち保証販売実証

各種アンケートによって消費者のニーズが最も高いことが確認されている「日持ちの良さ」を具体的に消費者に示す販売方法についての実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち保証販売を推進するためのマニュアルの作成を行います。

産地収益力向上支援事業(ソフト) 1,629(0)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課花き産業振興室  
(03-3593-6496(直))]

# 花き産業の活性化

近年、花きの需要は減少傾向、輸入は拡大傾向にあり、国内生産は減少。

① 生産から消費の各分野におけるデータが不足。

② 切花購入世帯割合は4割程度、園芸品・同用品購入世帯割合は3割程度。

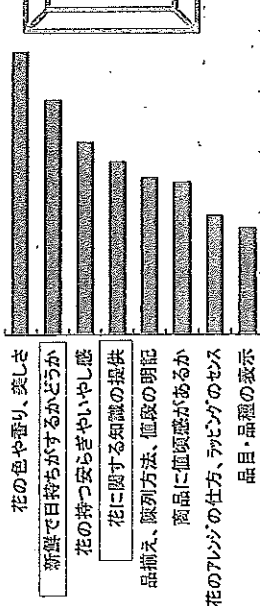
③ 「花育」の教育効果は高い。一方、子供の頃、花や緑に接する経験が少ない人は、花きを購買しない傾向。

④ 輸入品の品質が向上しており、今後も拡大の可能性が高い。

## 現状

## 課題

(花を購入する時に求めること)

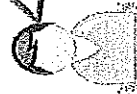


花きの需要の喚起が必要!!  
国産花きの活用の活用が必要!!

生活にもっと花きを

## 花きのある生活の実現に向けた取組の推進

【花きに対する正しい知識の検証・普及】  
無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの扱い方・育て方や日持ち期間等の消費者ニーズの高い花きに関する情報等を収集・検証し、正しい知識の普及を図る。



消費者

「花を長持ちさせるには、どう管理したらいいの?」

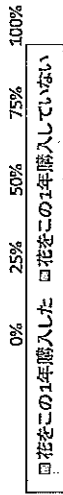
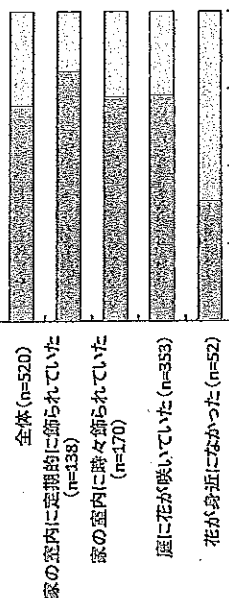
## 【花育活動の推進】

子供が花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちや「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図る。



児童等が花や緑に触れることは、情操の向上にも貢献

(子供の頃の経験とその後、花に対する行動)



## 国産花きの強みを生かせる生産・出荷体制の構築

【花き商品情報提供強化】  
花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報検索しやすいようネットライブラリーを整備。

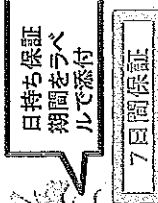


消費者

「この花の日持ち期間はどのくらい?」  
「産地はどこ?」

## 【花き日持ち保証販売実証】

国産花きの強みを生かす日持ちを保証する販売について実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち保証販売を推進するためのマニュアル作成。



日持ち保証期間をラベルで添付

7日間保証

## 【花き振興対策の企画・立案に必要なデータの把握】

花きの需給動向に即した生産振興及び消費拡大対策の企画立案に不可欠なデータを把握するため、品目別、品種別の生産状況や、流通実態、利用形態別の消費実態を調査。

## 1. 農業生産における地球温暖化対策の推進

【生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分）

1,023（1,809）百万円】

【地球環境総合対策推進事業のうち

農林水産分野における省CO2効果の表示推進モデル事業

39（58）百万円の内数】

【地球環境総合対策推進事業のうち

農林水産分野における排出量取引推進事業

30（0）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金（都道府県型）

14,385（24,416）百万円の内数】

### 対策のポイント

施設園芸用省エネ設備の導入や全国農地土壌炭素調査等の地球温暖化防止の取組、専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

### <背景/課題>

我が国の温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、農業生産分野における温室効果ガス排出量削減に資する取組の強化、地球温暖化に適応するための助言・指導等に加え、ポスト京都に向けた対応が求められています。

### 政策目標

平成24年度までに農業分野における温室効果ガスを  
53.8万CO2トン削減

### <主な内容>

#### 1. 地球温暖化防止策

##### (1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

全国農地土壌炭素調査において調査対象に草地を加えるとともに、営農活動による炭素貯留量の調査及び有機質肥料施用に伴う一酸化二窒素発生量の調査を実施し、我が国の温室効果ガスインベントリデータの充実を図ります。

生産環境総合対策事業のうち

土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

244（429）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

##### (2) 農産物における「CO2の見える化」ルール構築

地球温暖化防止効果に着目し、農産物に係る「CO2の見える化」に関する手法の具体的な表示ルールを構築するための取組を支援します。

地球環境総合対策推進事業のうち

農林水産分野における省CO2効果の表示推進モデル事業

39（58）百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

(3) 農業者等の排出量取引への参画推進

農業者等の排出量取引への参画を促進するため、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組みクレジットを創出する農業者等とクレジットの買い手となる大企業等とのマッチング等を支援します。

地球環境総合対策推進事業のうち  
農林水産分野における排出量取引推進事業  
30(0)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等



(4) 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策

循環扇、内張の多重化等の施設園芸用省エネルギー設備の導入や先進的加温設備の導入を支援します。

生産環境総合対策事業のうち  
施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策(推進事業)  
627(1,020)百万円  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：農業者グループ、農業者団体

施設園芸及び農業機械からの温室効果ガス排出量を削減するため、バイオディーゼル燃料利用の普及・啓発、省エネルギー効果の高い新技術の開発・実証、省エネルギー性能の情報提供体制の確立を支援します。

生産環境総合対策事業のうち  
施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策(団体推進事業)  
119(160)百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化適応策

専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

生産環境総合対策事業のうち  
地球温暖化適応策  
33(58)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

3. 地球温暖化対策に必要な施設の整備

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生の抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、脱石油化を図るバイオディーゼル燃料製造供給設備、農作物の高温障害等を回避する細霧冷房施設等の導入を支援します。

強い農業づくり交付金(都道府県型)  
14,385(24,416)百万円の内数  
交付率：都道府県への交付率は定額  
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
事業実施主体：農業者団体、民間団体

お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3502-5951(直)  
農業生産支援課 03-6744-2111(直)

# 農業生産における地球温暖化対策の推進

- 施設園芸用省エネ設備の導入や全国農地土壌炭素調査等の地球温暖化防止の取組、専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

## I 生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分）

1,023百万円

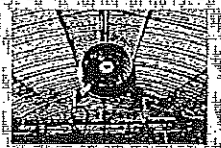
### ① 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

・全国農地土壌炭素調査の実施

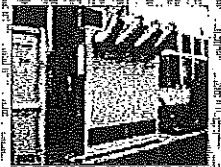


### ② 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減

・循環扇、内張の多重化等の施設園芸用省エネ設備の導入



・ヒートポンプ等の先進的加温設備の導入



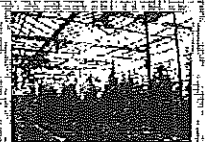
・バイオディーゼル燃料利用の普及啓発、省エネ効果が高い新技術の開発・実証、省エネ性能の情報提供体制の確立

### ③ 地球温暖化適応策

・専門家からなるサポートチームによる産地診断の実施

## II 強い農業づくり交付金 14,385百万円の内数

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、たい肥貯留施設、脱石油化を図るバイオディーゼル燃料製造供給施設、高温障害等を回避する細霧冷房施設等の整備

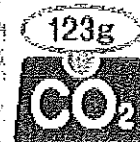


## III 地球環境総合対策推進事業

9.9百万円のうち6.9百万円の内数

・国内排出量取引制度への農業分野からの参画支援

・農産物における「CO<sub>2</sub>の見える化」ルールの構築



# 農業生産における地球温暖化対策の推進について

## 農業者の悩み

稲わらすき込み  
よりもたい肥を  
入れられる方が  
環境にいいん  
だって

省エネ化を  
進めたいけど、  
資金確保が  
大変だわ

気温が高くて、作物の  
育ちが悪くなったし、  
収入も減った……

## 消費者の不安

メタンガスって  
水田からも  
出ているのね

温暖化が進むと  
農業にも影響が  
でるのね

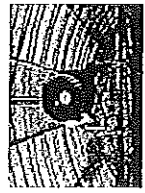
心配だね

## 生産環境総合対策事業の活用

### 取組 1

施設園芸の脱石油・省エネ化の取組を支援します

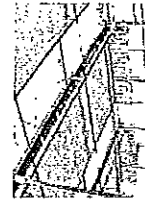
施設園芸用省エネ設備の導入



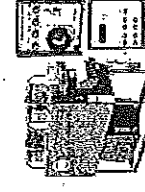
循環扇



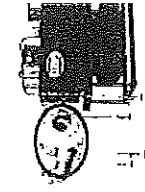
外張の多重化



内張の多重化



多段式サーモ



廃熱回収装置

補助率 1/2 以内

### 先進的加温設備等の導入

※温室効果ガス50%以上削減

ハイブリッド加温設備  
(補助対象外)

（既存）  
燃料加温機

+

ヒートポンプ

木質バイオマス利用加温設備

ペレット  
加温機

+

ペレット  
用サイロ

高断熱被覆設備

外張被覆の  
多重化

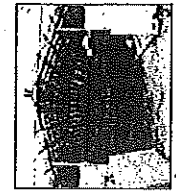
+

内張被覆の  
多重化

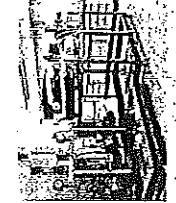
## 強い農業づくり交付金の活用

地球温暖化対策（防止策、適応策）に必要な施設の導入を  
支援します

### 取組 2



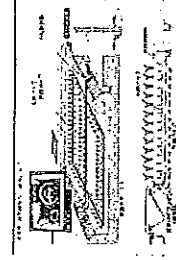
有機物供給施設



BDF製造装置



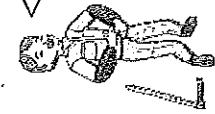
細霧冷房



地下灌漑システム

## 農業者のメリット

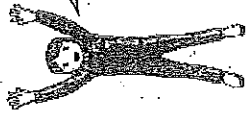
水田からのメタン  
ガスも減った  
し、質も良くなっ  
たぞ



光熱動力費が  
削減できたわ



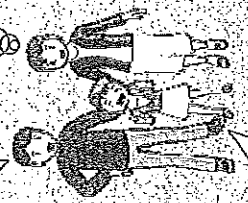
品質も収量  
も改善した  
ぞ!!



## 消費者への理解

これからも  
おいしい野菜  
や果物が食  
べられるね

温暖化の  
対策が  
あって安心  
したわ



地球の未来も  
安心ね

## 輸出総合支援事業

＜未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開＞

【1,044百万円の内数】

### 対策のポイント

- 輸出先国の各種基準への対応の検討・取得、海外市場調査、海外試験輸送、輸出新製品の試作の取組等を総合的に支援します。
- 海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需用者とのマッチングの場を設定する事業者の取組を支援します。

＜事業の支援対象となる主な取組のイメージ＞

- ① 生産者等は、輸出の条件に適合した産地とするため、農林水産物等に係る輸出先国の各種基準への対応の検討・証明書取得、海外の検疫官の招へいを行う。
- ② 商流事業者等は、海外において、農林水産物等の生産者等と現地バイヤーのマッチング商談会の場をコーディネートする。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

### ＜内容＞

#### 1. 輸出に取り組む事業者向け対策

##### (1) 次世代技術者・輸出担当者育成

輸出の専門家を講師とする輸出人材養成研修や輸出先進地・流通現場の実態把握などを行う。

##### (2) 海外市場開拓調査

海外の消費者の嗜好調査や流通状況調査などを行う。また、調査結果に基づいた市場開拓戦略やブランド確立に向けた検討会などを行う。

##### (3) 産地PR・国内商談会

海外バイヤーを産地に呼んで、食文化、栽培方法のPRや産地商談会の開催などを行う。

##### (4) 海外試験輸送

輸送コストの削減や輸送中の品質保持のために、テスト輸送や梱包資材の試作などを行う。

##### (5) 輸出環境整備（一部新設）

輸出の条件に適合した産地とするため、輸出先国の各種基準への対応の検討・証明書取得、海外の検疫官の招へいなどを行う。

##### (6) 海外販売促進活動

国際見本市への出展、物産フェアの開催、販促キャンペーンなどを行う。

##### (7) 海外ニーズ製品の試作・実証（新設）

加工・包装技術の活用による新しい輸出製品の試作、試作品の試食会を通じた反応把握などを行う。

(8) 輸出プロモーターの活用

貿易実務経験や専門知見を有する専門家（輸出プロモーター）を活用して、取組へのアドバイスを得る。

2. マッチング対策

海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需用者とのマッチングの場を設定する商流事業者等に対し、そのマッチング商談会等の場をコーディネートする事業を支援する。

<事業実施主体>

民間団体等

<補助率>

1/2 (<内容>の1)、定額 (<内容>の2)

[担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408]

# 輸出総合支援事業(新規)

## 輸出に取り組む事業者向け対策(2分の1補助)

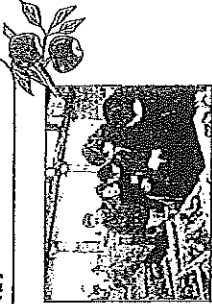
支援対象者… 農事組合法人、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、農業生産法人、有限責任事業組合(LLP)等

◆ 農林水産物、食品の輸出拡大を図るため、明確な目標を設定して輸出に実践している農林水産物・食品の生産者団体、流通業者等に対して、様々な取組を支援。



・ 8つのそれぞれのメニューの経費に対して国の補助率2分の1 必要とするメニューを組み合わせて実施可能

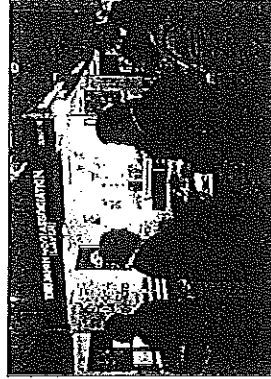
- 1 - 次世代技術者・輸出担当者育成  
 専門家を講師とする研修会の開催、輸出先進地・流通現場への実態把握の実施
- 2 - 海外市場開拓調査  
 ・輸出国の市場の流通状況、消費者の嗜好の調査の実施  
 ・市場開拓戦略やブランド確立に向けた戦略策定
- 3 - 産地PR・国内商談会  
 産品の生産・加工地に海外バイヤー等を招へいし、産品の紹介や産地商談会を開催
- 4 - 海外試験輸送  
 輸送コストの削減のための試験輸送、品質保持のための梱包資材を試作した上での試験輸送等の実施及びその結果への対応策の検討
- 5 - 輸出環境整備  
 輸出先の国の規則などの対応の検討、検疫官の招へい、知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立
- 6 - 海外販売促進活動  
 国際見本市等への出展、商談会・物産フェア等の開催による販売促進活動
- 7 - 海外ニーズ産品の試作・実証  
 国産食材と加工・包装技術との連携による新産品の試作、試食会による反応把握
- 8 - 輸出プロモーターの活用  
 商社OB、貿易コンサルタント、海外への商標登録を行う弁理士等の活用



## マッチング対策(定額補助)

支援対象者… 民間団体等

◆ 日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、海外の有望市場において、輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者(輸入業者、卸売業者、小売業者等)とのマッチングの場を設定する事業者の取組に対して支援。



輸出志向のある農林漁業者等による海外での商談活動の場を設定

## 農林水産物等輸出課題解決対策

＜未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開＞

【1,044百万円の内数】

### 対策のポイント

輸出に取り組む産地が直面する共通の課題を解決するための取組について支援し、農林水産物・食品の輸出を着実に促進します。

＜輸出に取り組む者の直面している課題例＞※

- ・輸出先国の規制・規格に合わせた生産体制の構築
- ・農林水産物等の輸送方法の標準化
- ・輸出向け生産に必要な情報データベースの作成

※課題については公募の上決定

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

＜内容＞

輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題について、モデルとして解決策を提示するとともに、同様の課題を抱える他の地域に普及する取組を支援することにより、輸出拡大のボトルネックの解消を図る。

＜事業実施主体＞

民間事業者等

＜補助率＞

定額

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

# 農林水産物等輸出課題解決対策

輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題の解決策を提示・普及する取組を支援

## ○個々の課題に着目した産地発の課題の解決対策

- (産地が直面する共通の課題例)
- ・航空深夜貨物便、定期貨物航路を活用した出荷体制の構築
  - ・輸送の共同化による輸送コストの削減
  - ・付加価値を高めるための輸出向け生産と加工業の連携強化
  - ・輸出先国の規制・規格に合わせた生産体制の構築
  - ・農林水産物等の輸送方法の標準化
  - ・輸出向け生産に必要な情報データベースの構築

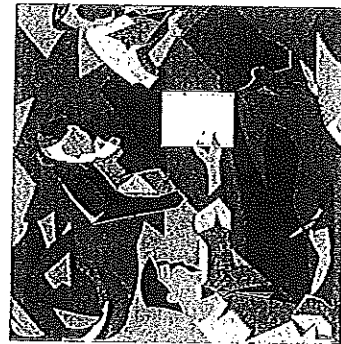
## ○事業の枠組み

- ・課題・事業実施者
  - ・補助金交付先
  - ・補助率
  - ・成果の普及方法
- 農林水産省で公募  
民間団体等  
定額  
報告書の公表・配布、HPへの掲載、報告会の開催等

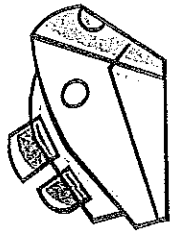
事業実施主体  
(シンクタンク等)

連携

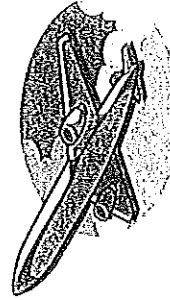
輸出に取り組む産地等



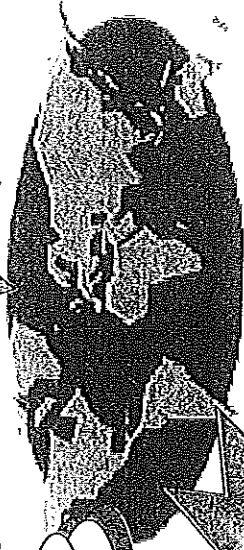
課題検討会を開催し産地における課題を検討



産地が直面する共通の課題  
例えば…輸送方法の標準化



輸出の拡大!



コストの削減  
競争性の向上!

課題のクリア

## 地域輸出実践者ネットワーク構築事業

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開（関連委託費）

374（0）百万円の内数】

### 対策のポイント

輸出の課題に対して高い知見・ノウハウを有する者のネットワークを活用し、輸出を実践する農林漁業者等の人材を育成します。

<平成21年度における海外マーケットセミナー等の開催状況>

開催地	開催日	海外から招へいたバイヤーの商圏
札幌市	10月13日、14日	中国（香港）、台湾、タイ、マレーシア
仙台市	10月21日	中国（北京、上海）、韓国、米国
東京都*	10月7日	中国（北京、上海）、米国、ニュージーランド
東京都	10月30日	中国（香港、上海）、タイ、シンガポール、米国
福井市	11月19日	中国（香港、天津）、台湾、シンガポール
名古屋市	12月8日	中国（香港）、タイ、シンガポール、米国
大阪市	10月28日	中国（香港、上海）、タイ、米国
岡山市	1月25日（予定）	中国（香港、天津）、台湾、シンガポール（予定）
鹿児島市	12月1日	中国（香港、北京）、台湾
那覇市	2月1日（予定）	中国（香港、上海）、台湾、タイ（予定）

※ 水産物・水産加工品に特化した海外マーケットセミナー等を開催。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

#### <内容>

##### 1. 事前ガイダンスの実施

輸出促進サポーターが輸出のイロハを事前に指導することで、農林漁業者等の輸出への意欲を向上させるとともに、国内外のバイヤーとの商談会におけるミスマッチを減らし、マッチングの成功率を向上させます。

##### 2. 海外マーケットセミナーの開催等

国内外のバイヤー等を招へいし、全国各地で、海外マーケットセミナー、国内外のバイヤーとの商談会及び輸出産品発掘会等を開催します。

##### 3. フォローアップの実施

国内外のバイヤー等から商談会参加者への指摘事項を元にして、輸出促進サポーターが、今後の改善策を検討し、輸出に対する新たな提案を行うなど、きめ細やかなフォローアップを行うことにより、輸出の実現を図ります。

#### <委託先>

民間団体等

#### <事業実施期間>

平成22年度から平成25年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕



## 海外ビジネスネットワーク構築事業

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開（関連委託費）

374（0）百万円の内数】

### 対策のポイント

海外における国際見本市におけるジャパンパビリオンの設置、海外高級百貨店等における販売拠点の設置により、農林漁業者等のビジネスネットワーク構築を支援します。

＜海外展示・商談活動（平成21年度）の実施国・地域＞

ロシア（モスクワ）、ドイツ（ケルン、エッセン）、中国（上海、北京）、韓国（ソウル）、アラブ首長国連邦（ドバイ）、米国（ニューヨーク、アナハイム及びボストン）、他2件

＜常設店舗活用型輸出対策（平成21年度）の実施国・地域＞

アラブ首長国連邦（アブダビ）、ロシア（モスクワ）

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

＜内容＞

#### 1. ジャパンパビリオン設置

輸出志向のある農林漁業者等が海外へ輸出するための足がかりとして、海外の主要国で開催される国際見本市にジャパンパビリオンを設置するとともに、出展者の商談成約を側面支援するための関連イベント等を行う。

#### 2. 販売拠点構築

日本産農林水産物・食品の商流が未発達な新興市場に、日本産農林水産物・食品の販売拠点を設置し、その美味しさ・品質の高さ等を現地需用者に対して継続的に訴求する。

＜委託先＞

民間団体等

＜事業実施期間＞

平成22年度から平成25年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

# 海外ビジネスネットワーク構築事業

## ジャパンパビリオン設置

○輸出相手国のバイヤーが一堂に集う国際見本市(食品総合見本市、品目別の専門見本市)においてジャパンパビリオンを設置・運営。出展者の商談成約を側面支援するための関連イベントを開催。

出展者と現地需用者とのビジネスネットワークを構築

輸出額の拡大政策目標(農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする)の達成に貢献

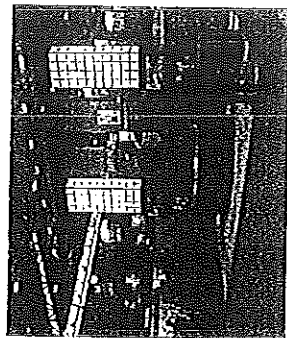
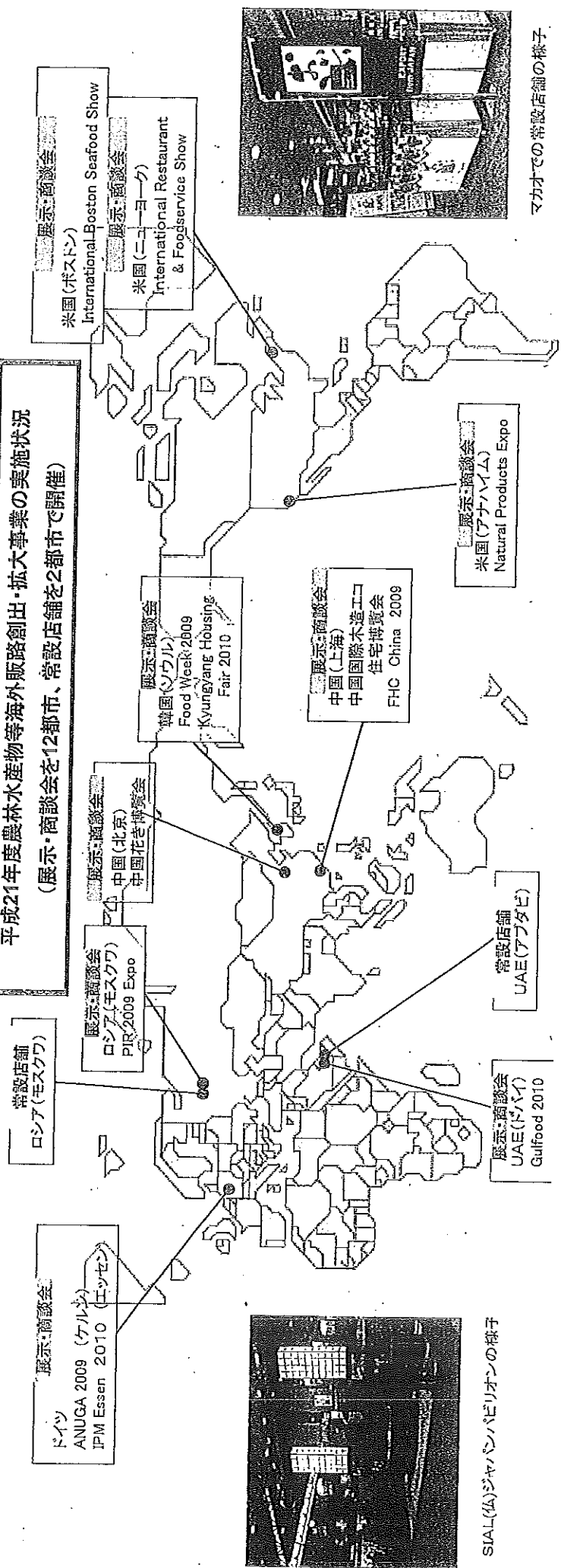
## 日本産農林水産物・食品販売拠点構築

○新興市場において、日本産農林水産物・食品を現地の一般消費者及び業務用需要者に対して専門的に販売するための拠点を一定期間設置。

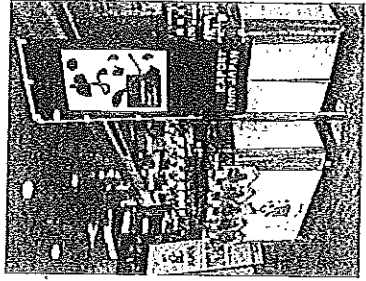
日本産農林水産物・食品の新たなニーズを喚起

輸出額の拡大政策目標(農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする)の達成に貢献

## 平成21年度農林水産物等海外販路創出・拡大事業の実施状況 (展示・商談会を12都市、常設店舗を2都市で開催)



SIAL(仏)ジャパンパビリオンの様子



マカオでの常設店舗の様子

## 地産地消の推進

- 【強い農業づくり交付金（都道府県型）（地産地消促進特別枠）  
350（500）百万円】
- 【産地収益力向上支援事業のうち地産地消の取組の推進  
3,813（0）百万円の内数】
- 【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大  
・価値向上（食文化活用・創造事業）64（0）百万円】

### 対策のポイント

地産地消の活動に必要な直売所、加工処理施設等の整備のほか、産地の収益力向上のための地産地消の取組の推進、地域の特徴ある料理について知的財産権取得を促進する取組等を支援します。

### <背景/課題>

- ・ 全国の直売所は約1万3千カ所。
- ・ 直売所の年間販売額は、小規模な1千万円未満の直売所が半数以上を占める。
- ・ 直売所当たりの出荷農家数は、全国平均で70戸程度、農協が主体の場合には平均でも200戸以上となるなど、多くの農家に所得機会を提供。
- ・ 学校給食法の改正（21年4月施行）により、学校給食において地場産物の活用に努めることが法的に位置付け。
- ・ 19年度の学校給食における地場産物の使用割合は、食材数ベース23.3%。
- ・ 外食業界で料理の名称や意匠等の模倣を巡るトラブルが発生している。

### 政策目標

- 事業実施産地の農業産出額を5%以上増加（27年度）（産地収益力向上支援事業）
- 学校給食における地場産物の使用割合30%以上（22年度）
- 事業実施後3年以内の知的財産権出願件数に占める知的財産権取得率が6割以上

### <内容>



#### 1. 地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援

地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援します。

強い農業づくり交付金（都道府県型）（地産地消促進特別枠）  
350（500）百万円  
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは1/2以内）  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等  
事業実施期間：平成22年度～26年度



## 2. 産地の収益力向上の取組に対する支援

地産地消活動の収益力向上のため、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化や、直売所の機能強化、ネットワーク化等の取組を支援します。

産地収益力向上支援事業のうち地産地消の取組の推進

3, 813 (0) 百万円の内数

補助率：定額、1/2以内等

事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

事業実施期間：平成22年度～26年度



## 3. 知的財産権取得の促進に対する支援

地域の食材を活用した特徴ある料理等について、地域団体商標等知的財産権の取得を目指す取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大・価値向上

(食文化活用・創造事業)

64 (0) 百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間企業等

お問い合わせ先：

生産局技術普及課 (03-6744-2110 (直)) (1、2)

知的財産課 (03-3502-5525 (直)) (3)

地産地消の推進 【414百万円及び3,813百万円の内数】

いま

地元で直売所や加工施設があったらもっと農産物を買れるのに



もっと地産地消を進めたいのに、うちの地域はうまくいかないなあ



給食に地場産をもっと本格的に使いたいわ



※ 本事業は平成22年度予算により行われます。

支援策

地産地消活動に必要な施設の整備

地産地消活動に必要な

- ・ 農産物直売所
  - ・ 加工処理施設
  - ・ 地域食材供給施設
- などの整備を支援

〈交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは1/2以内）〉



【強い農業づくり交付金(都道府県型)(地産地消促進特別枠)】

知的財産権取得支援

地域の食材を活用した特徴ある料理について、

- ・ 創作料理の開発
- ・ 地域食文化発信店の認定
- ・ 周知活動



などを通して、地域団体商標や意匠等の取得を目指す取組を支援  
〈補助率定額、1/2以内〉

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大・価値向上(食文化活用・創造事業)】

地産地消活動等の収益力向上の取組を支援

- ・ 販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取組を支援
- ・ 普及指導員を中核にした産地経営支援チームがサポート
- ・ 強い農業づくり交付金(市町村型)をあわせて活用可能

産地収益力向上協議会

(農業者団体+市町村、普及指導員、外部専門家等)



3年間の産地収益力向上プログラムを策定

一般地区推進 (ソフト支援(1/2)×3年継続)

販売企画力強化

- ・ 加工品試作
- ・ 実需者交流等

生産技術力強化

- ・ 新品種導入
- ・ 新技術実証等

人材育成力強化

- ・ 小売・宣伝研修
- ・ 産地内技術伝承等



地場農産物を用いた加工品試作



多品目生産のための新規作物導入

地産地消の推進のための追加的支援

(ソフト支援(補助率1/2)×単年)

- ・ 生産者が売上を確認できるPOSの導入など直売所の機能強化やネットワーク化
- ・ 周年・多品目供給体制の構築



地産地消の普及・拡大:全国団体(定額)

- ・ 事例の調査・提供
- ・ コーディネーターの育成・派遣



【産地収益力向上支援事業のうち地産地消の取組の推進】

こうなります

地域農林水産物や地域産業への理解増進

6次産業化による農業所得の向上



地元の新鮮な野菜や果物がたくさん食べられるね



地域みんなが喜んでくれるよ。もっとがんばって野菜をつくってみよう!

詳しい内容については、農林水産省生産局技術普及課にご相談ください。(TEL:03-6744-2110)

## 農業生産工程管理（GAP）の普及推進

【消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数】

【産地収益力向上支援事業 1,629（0）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金（市町村型） 2,184百万円の内数】

### 対策のポイント

食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、より高度なGAPの普及を推進します。また、GAPの実践により、産地の収益性の向上を図る取組を推進します。

#### （背景）

- ・GAPの導入産地は毎年着実に増加しており、平成21年3月末現在、1,572産地で導入。
- ・一方、食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するためには、リスク低減指針等の科学的知見や消費者等のニーズを踏まえた、より高度な取組内容を有するGAPの推進が必要。
- ・また、近年、農産物価格の低迷、肥料の高騰等により、食料供給力の持続性が減退している産地が増大している中で、GAPの実践により産地の収益性を向上させる取組が必要。

### 政策目標

- ・平成23年度までに2,000産地においてGAPを導入
- ・食品の安全性等が向上する、より高度な取組内容を有するGAPの実践の確保

#### <内容>

1. 食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するGAPの導入支援  
食品安全に関するリスク低減指針等を反映した高度な内容を有するGAPの導入を進めるため、普及組織を対象とした指導者の育成や、普及組織による産地への指導、産地での研修会の開催や取組に必要な分析、実証等を支援します。

消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数

交付率：定額（10/10、1/2以内）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

- ★ 2. 産地の収益性向上に結びつくGAPの導入支援

産地の収益性を向上するため、生産から加工・流通まで一貫した工程管理等の先進的な取組を導入するための実証や、産地基幹施設・分析機器等の整備を支援します。また、GAPの取組事例に関する情報の収集・提供を行い、各地域におけるGAPの取組の向上を支援します。

産地収益力向上支援事業 1,629（0）百万円の内数

強い農業づくり交付金（市町村型） 2,184百万円の内数

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：協議会、全国団体

[担当課：生産局技術普及課（03-6744-2435（直））]

農業生産工程管理(GAP)に取り組む産地の皆さんへ

※ 本事業は平成22年度予算により行われます。

都道府県

[消費・安全対策交付金]

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、より高度な内容を有するGAPの普及推進の取組を支援します。

事業対象: 都道府県等、補助率: 定額(1/2)

都道府県における  
推進方針の検討

- ・検討会等の開催
- ・調査、実証

GAPの普及

- ・普及マニュアルの策定
- ・産地のリーダー等を対象とした研修の実施



[消費・安全対策交付金]

普及組織による、より高度なGAPの導入・普及のための活動を支援します。

事業対象: 都道府県の普及組織、補助率: 定額(10/10)

産地への指導

- ・産地への指導、助言

普及指導員の養成

- ・新たな専門知識、技術習得のための研修

産地

産地の取組を支援

[消費・安全対策交付金]

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、より高度な内容を有するGAPの導入を支援します。

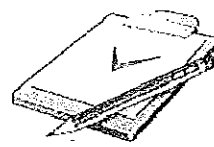
事業対象: 市町村、3戸以上の生産者で組織される団体、補助率: 定額(1/2)

生産者の理解促進

- ・研修会の開催

産地での導入

- ・推進会議の開催
- ・危害要因の分析、実証 等



[産地収益力向上支援事業] [強い農業づくり交付金]

GAPを産地の収益性向上に結びつける取組を支援します。

事業対象: 協議会、補助率: 1/2、定額

産地の収益性向上  
を目指す協議会へ  
の支援

- ・GAPのチェックリストの作成、実証
- ・GAPの実施に必要な産地基幹施設・分析機器等の整備

この他、全国規模での情報収集・提供の取組を実施 [産地収益力向上支援事業]

- ・現地調査、文献の収集等によるGAPの取組に関する情報の収集
- ・データベース構築による情報の提供

詳しい内容については、地方農政局生産経営流通部農産課(TEL )  
または、農林水産省生産局技術普及課にご相談下さい。(TEL03-6744-2435)



## 産学官連携による経営革新技術の普及強化

【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 145(195)百万円】

### 対策のポイント

普及組織が参画する産学官連携プロジェクトによる、生産現場での新技術の確立から、総合的な技術普及までの一貫した取組を支援し、革新技術の導入による担い手の経営発展を図ります。

### <背景/課題>

- ・担い手の経営の発展・安定のためには、農業生産の低コスト化、収量や品質の向上などの技術的課題を迅速に解決することが不可欠です。
- ・普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携による新たな普及手法は、革新技術の速やかな導入による先進的な農業経営の実現や、農政課題の迅速な解決につながります。

### 政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進

### <内容>

#### 1. 産学官連携普及活動支援

普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携プロジェクトにより、先進的な農業経営の実現に必要な低コスト化、高品質化、高生産性等に関する革新技術の活用や組合せによる技術・普及活動を支援します。また、重要な農政課題に対応した高度な技術的課題の解決に向けた技術実証・普及活動を支援します。

#### 2. 産学官連携技術情報支援

産学官連携による革新技術・新品種の実用化及び普及を推進するため、民間団体による幅広い技術シーズの収集・発掘、担い手や産地が抱える技術的課題の抽出、民間企業と産地ニーズを踏まえた技術のマッチングのコーディネート活動や普及組織等との調整を支援します。

産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 145(195)百万円  
 補助率：定額  
 事業実施主体：民間団体等  
 事業実施期間：平成19年度～23年度

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-3501-3769 (直))]

## ★ 現場創造型技術の活用・普及支援

【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 23（45）百万円】

### 対策のポイント

- 篤農家等が持つ技術の若手農業者への継承やその効果的な活用により、地域活性化を図る取組を支援します。
- 篤農家等を「農業技術の匠」に選定し、その技術の普及促進を図ります。

### <背景／課題>

・高齢化の進展等で地域農業の基盤となる新たな技術、人材、経営資源が不足し、地域活性化に向けた打開策を必要とする地域が増加しています。

・一方、全国には、農業現場において優れた技術を生み出し、実践してきた篤農家等が存在し、その特色のある技術を地域の課題解決に活用することで地域活性化に結びつくことが期待できます。

（平成21年度、「農業技術の匠」を14人（1グループ含む）選定）

### 政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進

### <内容>

#### 1. 現場創造型技術の活用による地域活性化への支援

- (1) 篤農家が農業現場で生み出した特色ある技術を核とした地域ブランドの形成等地域の活性化を図ります。
- (2) 具体的には、普及指導センター、農協、市町村等の参画を得つつ、①地域の技術・経営課題の共有化、②篤農家等の技術を確立するための実証・改良、③技術の活用による経営改善プランの策定等の篤農家と若手農業者の主体的な取組に対して助成を行います。

#### 2. 「農業技術の匠」の選定

- (1) 地域活性化に資する現場創造型技術を有する篤農家等について、「農業技術の匠」として選定を行います。
- (2) 篤農家等の技術を活用したモデル事例を収集し、その普及推進を図ります。

現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 23（45）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成20年度～24年度

[お問い合わせ先：生産局技術普及課（03-3501-3769（直））]



# 強い農業づくり交付金

【14, 385(24, 416) 百万円】

## 対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

### <背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

## 政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン(平成24年度)
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減(平成27年度)
- 認定農業者を新たに400経営体育成(平成26年度)
- 中央卸売市場(青果・水産)の低温卸売場2割以上(平成27年度)

### <主な内容>

#### 1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

#### 2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保

経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。

また、道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

#### 3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等 〕

〔 お問い合わせ先： 1の事業：生産局総務課 (03-3502-5945(直))  
 2の事業：経営局構造改善課 (03-3502-6444(直))  
 経営局人材育成課 (03-6744-2160(直))  
 3の事業：総合食料局流通課 (03-3502-8236(直)) 〕

## ★ 29 経営体育成交付金

【8,145(0)百万円】

### 対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

### <背景/課題>

多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

### 政策目標

認定農業者1,3万経営体、法人経営250経営体、集落営農組織2,000経営体、新規就農青年3,500人を育成

### <主な内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきました。今後は経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。

#### 1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数  
補助率: 定額(1/2以内(400万円上限))  
事業実施主体: 地域担い手育成総合支援協議会等

#### 2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数  
補助率: 定額(融資残額(3/10上限))  
事業実施主体: 地域担い手育成総合支援協議会等

#### 3. 追加的信用供与補助等

融資主体型補助に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大等を支援します。

経営体育成交付金(ソフト): 486百万円  
補助率: 定額  
事業実施主体: 都道府県農業信用基金協会等

#### 4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数  
補助率: 定額(1/2以内)  
事業実施主体: 集落営農組織等

#### 5. 共同利用施設補助

経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数  
補助率: 定額(1/2以内)  
事業実施主体: 市町村、JA、農業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先: 経営局構造改善課 (03-6744-2148(直))]

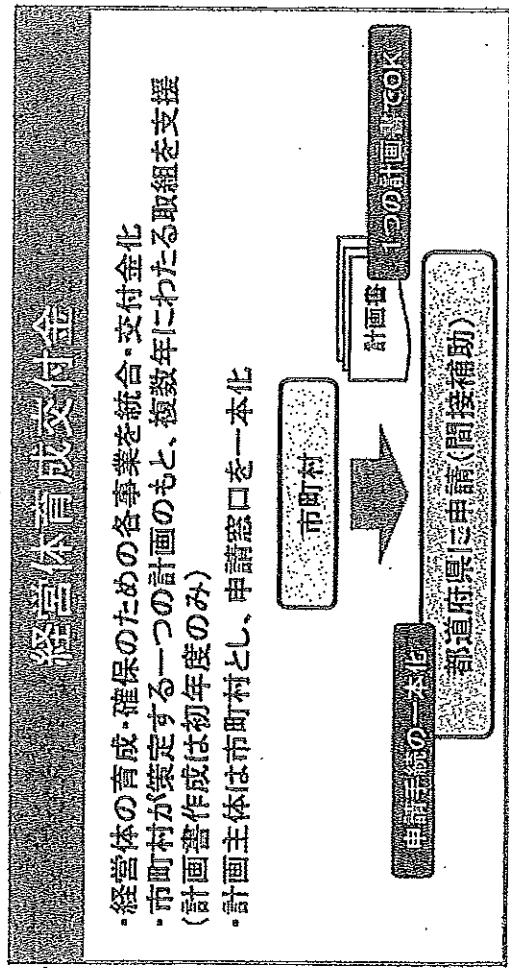
# 農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りかつ単年度ごとに実施



## 経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化

使い勝手の良い  
支援メニューとして  
事業を再構築



## ★ 農地保有合理化促進事業

【平成22年度概算決定額：865（1,472）百万円】

### 対策のポイント

農地の仲介機能を有する農地保有合理化法人の事業推進体制を強化するとともに、意欲ある農業者の規模拡大に伴う負担を軽減することにより農地集積の加速化を進めます。

### （農地保有合理化事業とは）

農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、意欲ある農業者に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、農業者への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

### （農地保有合理化事業の現状）

農地保有合理化事業が利用集積に介入した面積は、平成19年度において、売買により0.8万ha、貸借により1.5万haの計2.3万haとなっており、近年増加傾向にあります。

### 政策目標

農地保有合理化法人が行う売買等で年間約1万haの農地を集積する。

### <内容>

#### 1. 指導推進整備費

都道府県による農地保有合理化法人に対する指導、（社）全国農地保有合理化協会による農地保有合理化事業の啓発宣伝や研修事業及び農地保有合理化法人の事業推進体制の整備等を支援します。

#### 2. 業務費

農地保有合理化法人が農地保有合理化事業を実施する際に必要な契約書作成費や測量費及び登記申請費等の各種業務費を支援します。

#### 3. 事業費

##### ① 土地買入資金助成費

農地保有合理化法人が農地の買入を行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

##### ② 小作料前払資金助成費

農地保有合理化法人が小作料相当額の一括前払いを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

③ 農地継承円滑化事業助成費

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で農地を意欲ある農業者へ円滑に継承するため、緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等、農地保有合理化法人の活動を支援します。

④ 農業用機械・施設リース事業助成費

農地保有合理化法人が、農業経営の規模拡大に伴い必要となる農業用機械・施設を担い手にリースする際に必要となる経費を支援します（新規事業は終了しており、過去にリースしたものが対象）。

⑤ 経営再生支援事業助成費

経営困難に陥った農業者の経営資源（農地・施設等）を農地保有合理化法人が買い入れる際に、売渡しを受ける意欲ある農業者の農業経営を勘案した適正価格の査定（デューデリジェンス）の実施を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないように、農地保有合理化法人が一時管理する際の経費を支援します。

4. 経営転換タイプ

農地保有合理化法人が経営を転換する農業者等から農地の買入れを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

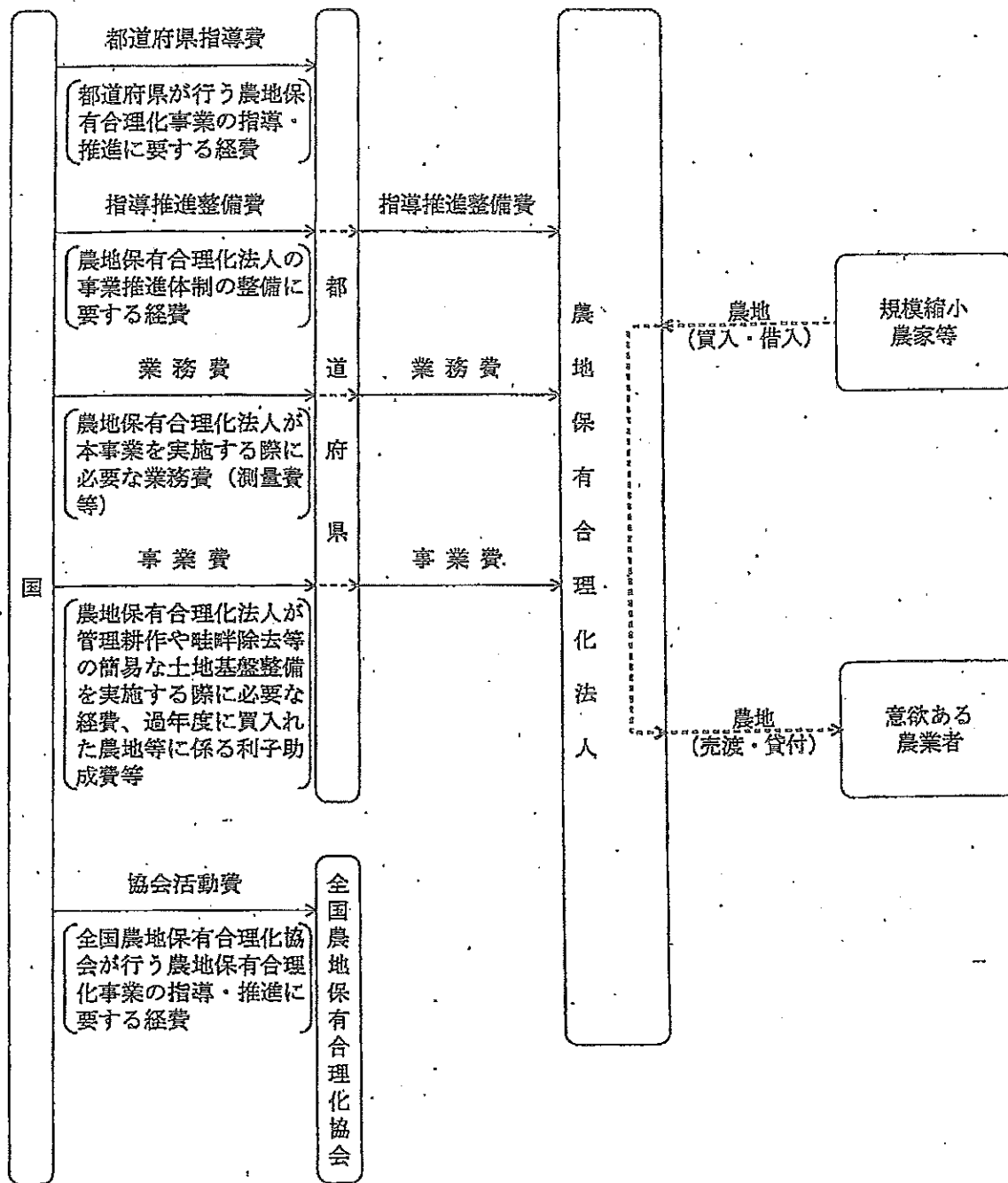
5. 農地保有合理化緊急加速事業費

農地保有合理化法人がUR対策期間中に農地の買入れを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

補助率：定 額、7/10以内、6/10以内、1/2以内  
事業実施主体：都道府県、(社) 全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人  
事業実施期間：平成12年度～平成26年度

[担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2143 (直))]

# 農地保有合理化促進事業の仕組み





## 36 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,275 (26,115) 百万円

### 対策のポイント

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

### <背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保管理が困難となってきました。
- ・また、環境問題への国民の関心が高まる中で、我が国農業を環境保全を重視したものに転換することが求められています。
- ・これらを踏まえ平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、効果や課題を適切に検証し、広く国民の理解を求めながら推進することが必要です。

### 政策目標

地域資源の保全のための共同活動等に取り組む面積の維持・拡大  
(H20年度実績136万ha)

### <主な内容>

#### 1. 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,202 (26,095) 百万円

農地・農業用水等の資源を保全・向上する地域ぐるみの共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

〔補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）  
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体〕

#### 2. 農地・水・環境保全向上対策評価検討事業

##### (1) 農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査委託

29 (20) 百万円

農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施します。

〔補助率：定額  
事業実施主体：国〕

##### (2) 農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業

44 (0) 百万円

環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施します。

〔補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

- 〔1、2 (1) の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))  
2 (2) の事業 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495 (直))〕

# 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,275 (26,115) 百万円

## 農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

### 現状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり

### 課題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要

## 農地・水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

### 農地・水・環境保全向上対策

- ・ 地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援

共同活動支援交付金【非公共】～継続～  
【所要額】 22,697 (21,712) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が行う地域共同の取組を支援



水路の泥上げ



生き物調査

営農活動支援交付金【非公共】～継続～  
【所要額】 3,530 (2,771) 百万円

- ・ 地域でまとめて化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動等を支援



浅水代かきによる濁水の排出抑制



フィロシ剤による害虫防除

一体的な実施

### これまでの実績

【全国の取組状況】

＜共同活動支援＞

活動組織数	取組面積
18,973	1,361千ha

＜営農活動支援＞

活動組織数	取組面積
2,574	61千ha

注1：平成20年度実績の数値。

注2：営農活動支援の数値は、共同活動支援の各数値の内数。

【全国の対象施設数】

開水路(km)	パイプライン(km)	農道(km)	ため池(箇所)
236,732	44,120	163,050	29,235

【活動組織の構成員】

農業者		非農業者	
個人(人)	団体	個人(人)	団体
1,107,967	15,049	238,849	111,364

注1：平成20年度実績の数値。

注2：農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金【非公共】～継続～  
974 (1,612) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な実施を促進

農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査【非公共】～拡充～

29 (20) 百万円

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施

農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業【非公共】～新規～

44 (0) 百万円

- ・ 環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施

## 農地・農業用水等の資源や環境の適切な保全と質的向上

# 戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618(0)億円】

## 対策のポイント

- 平成22年度においては、「制度のモデル対策」として
- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
  - ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成
- を内容とする対策を実施し、平成23年度からの本格実施への円滑な移行に資します。

## <主な内容>

### ★ 1 水田利活用自給力向上事業 2,167(0)億円

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

また、従来 of 助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとします。

#### (1) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

#### (2) 交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

#### (3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講じます。

##### ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

##### イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

## 2 米戸別所得補償モデル事業

3,371(0)億円

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

### (1) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

### (2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

### (3) 交付単価

#### ① 定額部分

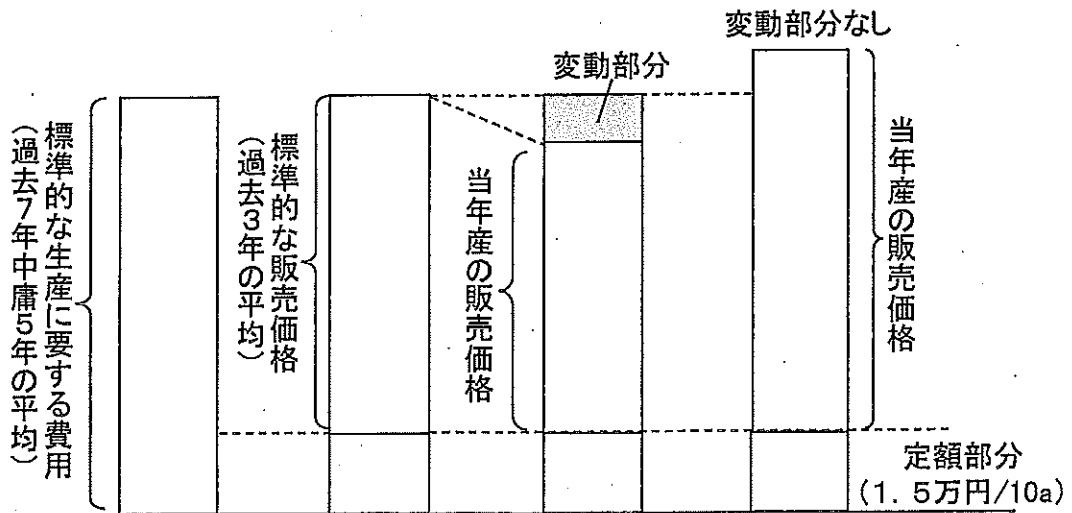
標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額である1万5千円/10aを全国一律単価とし、これに交付対象面積を乗じた金額を当年産の販売価格のいかんに関わらず交付します。

#### ② 変動部分

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、これに交付対象面積を乗じた金額を交付します。

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

(参考)



## 3 推進事業等

### (1) 戸別所得補償制度導入推進事業

76(0)億円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

### (2) 統計調査事業

4(0)億円

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充します。

お問い合わせ先:

- 1の事業; 生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))
- 2、3の事業; 大臣官房政策課  
戸別所得補償制度推進チーム (03-6744-1850 (直))
- 3の事業; 大臣官房統計部管理課 (03-3502-5621 (直))

## ☆ 一貫したコールドチェーン体制の整備（新規）

《未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち流通の効率化・高度化》  
【23百万円】

### 対策のポイント

生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うための整備を通じ、品質管理の高度化の取組を行う際に必要となる設備・機器の導入を支援します。

### <背景/課題>

- ・食の安全・安心の確保など社会的要請が高まるなか、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められています。
  - ・このため、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うことで、フードチェーン全体での食品の品質管理の高度化を図ることが重要です。
- ※コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させることです。

### 政策目標

事業実施市場における低温卸売場面積の増加

### <内容>

中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者又は卸売業者が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して品質管理高度化計画（仮称）を策定し、下記の設備・機器の導入を行う場合に、経費の一部を補助します。

- ・低温保管倉庫
- ・簡易式低温売場

【1/2】

### <事業実施主体>

民間企業等

### <事業実施期間>

平成22年度

[お問い合わせ先：総合食料局流通課（03-6744-2059（直））]

## ☆ 食品流通高度化推進調査（新規）

《未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち流通の効率化・高度化》  
【18百万円】

### 対策のポイント

食品流通の高度化の推進と生産者の所得向上を図る観点から、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって行うコールドチェーン体制づくりなど、卸売市場における品質管理の高度化のための取組について調査・検討を行います。

### <背景/課題>

- ・我が国の食品流通においては、食の安全・安心の確保など社会的要請が高まる中、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められています。
  - ・このため、卸売市場において品質管理の高度化を図る上での課題等を整理して方向性を示していくことが重要です。
- ※コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させることです。

### 政策目標

農産物の品質劣化防止による農家所得の向上

### <内容>

業界関係者や食品流通の専門家から成る委員会を設け、現地調査を踏まえて、品質管理の高度化を図るための体制の導入効果の分析と課題整理を行った上で、卸売市場における品質保持システムを現場に適用していくに当たっての重要点を整理した指針を作成します。

【定 額】

### <事業実施主体>

民間企業等

### <事業実施期間>

平成22年度

[お問い合わせ先：総合食料局流通課 (03-6744-2059 (直))]

# 生産から消費まで一貫したコールドチェーン体制への取組

- ①一貫したコールドチェーン体制の整備 ②食品流通高度化推進調査

## 現状

○食の安全・安心の確保を求め、消費者の声が強まる中、生産・輸送・消費の過程で生鮮食料品を一貫して低温に保ち流通させる「コールドチェーン」を途切れさせない体制づくりが急務。

### <具体的な流れ>



※冷蔵とは、出荷後の品質劣化を抑制するため、出荷に際し、農産物等をあらかじめ冷蔵する措置

①体制づくりへの支援  
(一貫したコールドチェーン体制の整備)

卸売業者等がリース契約により設備・機器(冷蔵庫等)を導入する際にリース料の1/2を支援(8地区)

②必要な情報の調査と発信  
(食品流通高度化推進調査)

卸売市場におけるコールドチェーンの実態調査  
卸売市場における体制づくりの効果を分析  
これからコールドチェーン体制づくりを進める卸売業者等のための指針となる情報を発信

22年度事業による対応

## コールドチェーンが卸売市場で途切れない体制づくり

期待される効果

- 消費者が望む安全で高品質な生鮮食料品の供給
- 適切な温度・湿度での流通により、劣化や損失が抑制され食品ロスが低減
- 高品質を維持した生鮮食料品の流通の実現による生産者所得の確保



# 強い農業づくり交付金

【14,385(24,416)百万円】

## 対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

### <背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

## 政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万ト (平成24年度)
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度)
- 認定農業者を新たに400経営体育成 (平成26年度)
- 中央卸売市場(青果・水産)の低温卸売場2割以上 (平成27年度)

### <主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保  
産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。
2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保  
経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。  
また、道府県農業大学校や農業法人等での研修教育や職業訓練の推進に要する研修施設や宿泊施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。
3. 安全で効率的な流通システムの確立  
中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等

お問い合わせ先：1の事業：生産局総務課 (03-3502-5945(直))  
2の事業：経営局構造改善課 (03-3502-6444(直))  
経営局人材育成課 (03-6744-2160(直))  
3の事業：総合食料局流通課 (03-3502-8236(直))

**卸売市場における品質管理の向上**  
 —強い農業づくり交付金の拡充—

平成22年度予算案  
 144(244)億円の内数

( )内は21年度当初予算額

- ・ 施設整備を通し、卸売市場が抱える課題への取組や、生産者・消費者両サイドの期待に応えられる市場づくりを支援します。
- ・ 交付対象施設は、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、駐車施設、搬送施設、情報処理施設、加工処理高度化施設など多岐にわたります。
- ・ 産地や実需者から要望の多い**低温卸売場の整備については、要件を見直し、取り組みやすくします。**(中央卸売市場における低温卸売場面積の割合 12.1%〈平成21年3月末〉)

**拡充内容(事業協同組合方式も対象)**

H21 予算まで

低温卸売場整備の交付率

○原則  
 (これまでのほとんどの場合)

(特例)

○「1回の整備で卸売場面積の2割以上」を低温卸売場にする場合

1/3 以内

4/10 以内

H22 予算案

「1回の整備で卸売場面積の1割以上」を低温卸売場にする場合

4/10 以内

**参考**

卸売市場法 抜粋  
 (助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

★ 45 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業  
【6, 183 (6, 516) 百万円】

— 対策のポイント —

農林水産業・食品産業の発展のための農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

<背景／課題>

農林水産業・食品産業の技術上の課題の解決や農商工連携の推進により地域の活性化を図るためには、実用化段階の研究開発成果を生産現場への普及や民間企業による事業化に速やかに結びつける必要があります。

— 政策目標 —

農林水産政策の推進方向や現場の要請に的確に対応した実用技術の開発を推進

<主な内容>

1. 新技術開発事業委託費 5, 973 (6, 357) 百万円

①研究領域設定型

各行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策の推進に資するための研究領域を設け、その実用化に向けた技術開発を支援します。

②現場実証支援型（従来の現場提案型を再編）

大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。

③機関連携強化型（新設）

公設試験場が他の都道府県の公設試験場との研究連携協定を策定した場合に、当該試験場を含む共同研究グループによる技術開発を支援します。

④緊急対応型

年度途中で突発的に生じた農林水産・食品分野の政策課題に対応する研究開発を支援します。

2. 課題評価、進行管理、成果の普及等の推進に関する調査分析委託費

153 (159) 百万円

研究課題の審査・評価、進行管理、成果の普及等に関する調査分析及びマッチング機会増大による技術開発成果の普及・実用化を推進します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：  
農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530(直))

# 平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の研究タイプ

## ◎研究領域設定型研究

行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策推進上の重要性等を勘案して、研究領域を設定し公募

研究期間：原則3年以内  
1 課題研究費：5千万円以内/年

## ○22年度における研究領域

- ① 競争力強化のための生産システムの改善
- ② 新たな可能性を引き出す新需要の創造
- ③ 地域農林水産資源の再生と生態系保全
- ④ 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
- ⑤ 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー、新エネルギー対策

## ◎現場実証支援型研究

地域活性化に資する観点から、研究領域は設定せず、地域における自由な発想を生かして現場から提案を公募

研究期間：原則3年以内  
1 課題研究費：3千万円以内/年

## ◎機関連携強化型研究

研究連携協定の策定を前提に、研究領域は設定せず、提案を公募

研究期間：原則3年以内  
1 課題研究費：5千万円以内/年

## ◎緊急対応型調査研究

農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応し、その都度公募(年数回)

研究期間：年度内  
1 課題研究費：1千万円以内/年

## ◎従来の「現場提案型研究」を再編したタイプです。

### ＜再編のポイント＞

- ① 事業化や普及に速やかに供することが可能な技術の開発を推進します。
- ② 技術開発から改良、開発実証試験まで切れ目なく支援し、いち早く生産現場や企業がその成果を活用できるようにします。

## ◎平成22年度から新設するタイプです。

### ＜新設のポイント＞

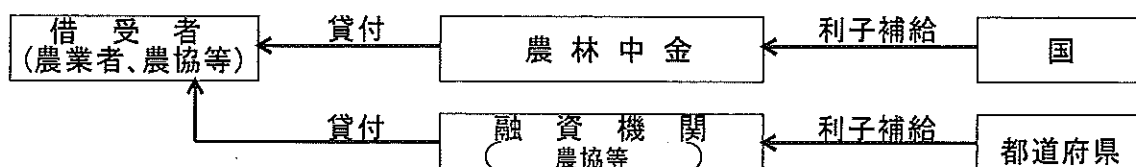
- ① 地域の研究資源の利用効率を飛躍的に向上させる体制の構築を促進します。
- ② 共同研究グループに参画する公設試験場同士が研究連携協定を策定すること  
が応募の要件となります。
- ③ メリット措置として、委託研究の実施のために必要な経費を支援するとともに、間接経費の上限を35%とし、研究連携協定に基づく役割分担や連携強化の下での研究体制の整備を支援します。

# ★ 農業近代化資金の概要

## 【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）



### 1. 借入対象者

- ① 農業を営む者（認定農業者※1）、認定就農者、主業農業者※2）、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

※2 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

### 2. 借入条件

#### (1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・ 乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円  
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

- (3) 借入金利：1.7%（平成21年11月20日現在）

- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

- (5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例： 貸付限度額が個人1,800万円（法人3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.95%～1.55%、融資率100%以内が適用。  
なお、平成19～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については、農山漁村振興基金からの利子助成（最大2%）により実質無利子での融資を受けることができます。

※2 集落営農組織に対する特例： 貸付限度額が3,600万円までに限り、融資率は100%以内が適用。  
なお、平成20～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については農山漁村振興基金からの助成により実質金利を最大2%引下げ。

### 3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

### 4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協、銀行等）に必要書類※）を提出

（最寄りの窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。



# スーパーJ資金

## 〔農業経営基盤強化資金〕

農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を活かした経営改善を、資金面で応援する総合的な資金制度です。

### ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）

※ なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、又は今後簿記記帳を行うことが条件となります。

### 資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

#### 農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

#### 施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

#### 果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

#### その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

#### 経営の安定化

負債の整理（制度資金は除く）などが対象となります。

#### 法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払いが対象となります。

### ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：【個人】1億5,000万円（特認 3億円）

【法人】5億円（特認10億円）

※ このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人3,000万円、法人1億円です。

金利： . %（償還期限 年の場合、平成 年 月 日現在）

※（財）農林水産長期金融協会及び都道府県、市町村から利子助成を受けた場合の金利です。都道府県、市町村の条件等によっては利子助成を受けられない場合がございます。

※平成19年4月1日～平成22年3月31日までに当公庫が融資決定した案件については、一定の要件を満たす場合に、実質無利子となる制度がございます（ただし、取扱額に限りがあるため、資金の使いみちやご融資の実行の時期によっては、ご希望に添えない場合がございます）。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。

※借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

（平成21年4月）

## 無担保・無保証人制度

### クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※ 経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

### 円滑化貸付制度

経営が良好な方に無担保・無保証人でご融資する制度です。本制度によるご融資の残高がある場合でも、限度額の範囲内で繰り返しご利用いただけます。

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること 過去5年間に於いて制度資金の延滞がないこと など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※ 経営の安定化（負債の整理など）は円滑化貸付制度の対象となりません。
利用限度額と要件	<b>【個人】</b> 利用限度額：2,000万円 <b>【要件】</b> ① 過去3期（災害等特殊年を除く）の通算農業所得が黒字であること ② 全国担い手育成総合支援協議会の経営診断等を受診すること
	<b>【法人】</b> 利用限度額：4,000万円～1億円 ※ 売上高及び資本金によりご利用限度額が異なります。 <b>【要件】</b> ① 過去3期（災害等特殊年を除く）の通算当期利益が黒字であり、かつそれを内部留保することにより資本蓄積を図ってきていること ② 今後5年間の資本増強計画を作成していること ③ （社）日本農業法人協会経由の経営診断を受診すること

※ 経営診断にあたっては過去3期分の税務申告書・決算書をそれぞれの診断機関にご提出いただけます。

## ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



# 日本政策金融公庫

## 農林水産事業本部

ホームページ

<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫

検索

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）



# 経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方に対して  
前向き投資や償還負担の軽減に必要な資金  
をご融資いたします。

## ご利用いただける方

農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方  
※ 資金の使いみちが前向き投資のみの場合は経営改善資金計画を、償還負担の軽減を含む場合は経営改善計画をご提出ください。

## 資金の使いみち

経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

### 前向き投資

農地等
取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械
農産物の生産、流通、加工、販売等に必要 な施設・機械などが対象となります。

家畜・果樹等
購入費、新植・改植費用のほか、育成費も 対象となります。

利用料の一括支払い
農地の利用権を取得する場合における権利 金などの一括支払いが対象となります。

### 償還負担の軽減

再建整備
農地等の取得・改良・造成や、農業経営に 必要な資材・施設などの取得・設置のため に生じた負債（制度資金等を除く。）の整理 に必要な資金が対象となります。

償還円滑化
既往借入金等の負債（制度資金、土地改良 事業負担金など）に係る支払いの負担を軽 減するために、経営改善計画期間中の当 該負債の支払いに必要な資金が対象とな ります。

## ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：①～③の範囲内かつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

① 前向き投資 負担額の80%

② 再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）  
法人 4,000万円

③ 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払わ  
れる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額

金利： . %（農地等を取得する場合は . %、平成 年 月 日現在）

※ 借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

# 新たに農業に参入する企業を応援します

一般の株式会社等が新たに農業に参入する際に必要となる農業用施設や機械の導入などの初期投資に対しても、経営体育成強化資金がご利用いただけます。

## ご利用いただける方

農業を営む法人であって次の要件を満たす方

- ① 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと
- ② 5年以内に農業経営改善計画※1の認定を受ける計画を有していること
- ③ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議※2の認定を受けていること

※1 農業経営改善計画とは、農業者自らが概ね5年後を目標として作成する経営改善のための取り組みに向けての計画であり、農業経営基盤強化促進法に定められています。なお、この農業経営改善計画を市町村に提出し、市町村長の認定を受けた場合には、認定農業者となり、国等の農業施策に関する支援措置を重点的に受けることができます。

※2 特別融資制度推進会議とは、認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

## ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：負担額の80%、ただしご融資金額の上限は1億5,000万円

金利：借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

## ご融資事例

【参入事例：漬物製造業者】

事業目的	<p>当社はもともと国産の有機野菜を原料に使用する漬物製造業者であったが、昨今の消費者の食品の安全性に対する意識の高まりを受け、原料野菜へのこだわりを強化しようとしていた。</p> <p>当社は農業生産法人を設立して新たに農業に参入し、有機・無農薬野菜を専門に生産する農場を開設した。安全・安心な野菜を原料とする漬物を消費者に安定的に届けることが可能になったほか、農場開設によるPR効果により、当社本体の売上増加にもつながる計画である。</p>
事業内容	パイプハウス設置、一次処理加工施設（カット）・保管貯蔵施設の建設
事業費	3億2,000万円（うち経営体育成強化資金1億円、ご融資率31%）

## ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



# 日本政策金融公庫

農林水産事業本部



<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫



〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

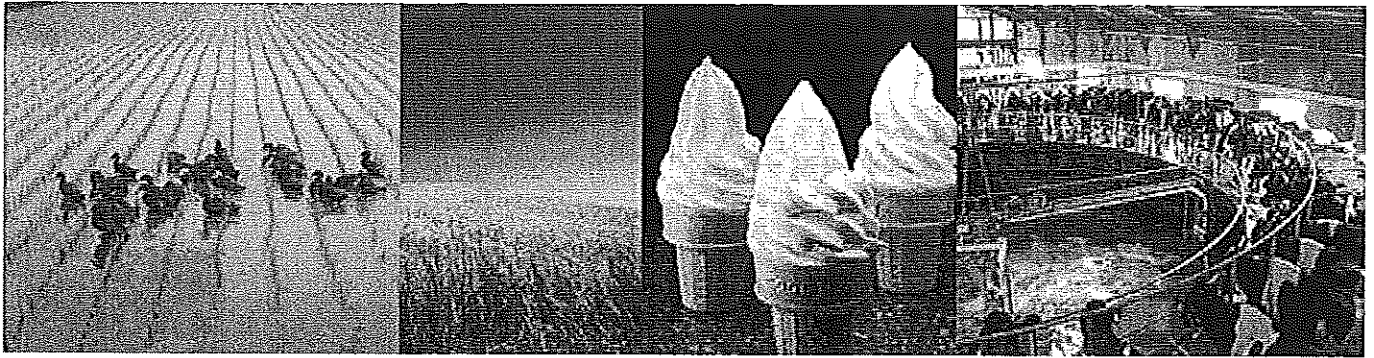
株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）



# 無利子 農業改良資金のご案内

農業改良資金制度は、農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子で借り受けることができる制度です。

新しい技術や作物を導入したい！  
農産物の加工・直売を始めたい！



農業改良措置  
の認定

農業改良資金が  
使えます

NEW

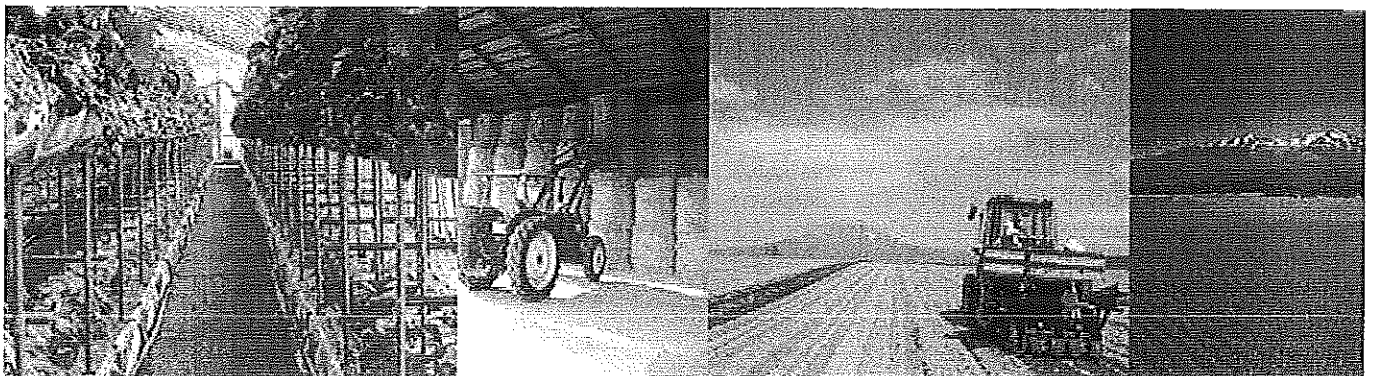
生産製造連携で、バイオ燃料の原材料を生  
産したい！

農商工連携で、  
新品種を栽培して農業経営を改善したい！  
新商品の開発のため連携先の農業者を支援  
したい！



連携事業計画 及び  
農業改良措置の認定

特例措置の対象  
(償還期間等の延長)



詳しくはお近くの相談窓口(普及指導センター、農協等融資機関)へ

## どんな場合に借りることができるのですか？

### 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式を導入する場合

従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合

### 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式を導入する場合

新たな生産方式を導入し、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資する場合

## 農業改良措置

### 新たな農業部門の経営を始める場合

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合

### 新たな加工事業の経営を始める場合

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合や、すでに加工事業を行っている者が従来取り扱っていない加工事業を開始する場合

## 誰でも借りることができるのですか？

### ① 認定農業者

### ② 認定就農者

### ③ 主業農業経営の経営者

- (ア) 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上(法人は、1000万円以上)であること。
- (イ) 主としてその農業経営に従事すると認められること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が主として農業に従事すること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。

### ④ ①～③の家族経営の経営主以外の農業者で次のことが明確になっている家族経営協定を締結している者

- (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
- (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

### ⑤ 次の要件をすべて満たす集落営農組織

- (ア) 定款・規約を有すること。
- (イ) 一元的な経理を実施していること。
- (ウ) 法人化計画を有すること。
- (エ) 農用地の利用集積の目標を設定していること(水田作・畑作に係わる農業経営のみ)。
- (オ) 主な従事者が目標農業所得額を設定していること。

### ⑥ ①から④までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体

### ⑦ 導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー

### ⑧ 農商工等連携促進法による農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等

### ⑨ 農林漁業バイオ燃料法による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等

## 具体的にどんな資金を借りることができるのですか？

資金内容	認	主	工	集	中
① 施設(農機具を含む)の改良、造成又は取得	○	○	○	○	○
② 永年性植物の植栽又は育成	○	○	○	○	×
③ 家畜の購入又は育成	○	○	○	○	×
④ 農地・採草放牧地の排水改良、土壌改良及び作付条件の整備	○	○	○	○	×
⑤ 農地・採草放牧地の賃借料	○	○	○	○	×
⑥ 農機具、運搬用機具、施設の賃借料	○	○	○	○	×
⑦ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費	○	○	○	○	×
⑧ 品種の転換	○	×	×	○	×
⑨ 新たな農畜産物の加工品等の調査・開発、並びに通信・情報処理機材の取得	○	×	×	×	×
⑩ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費	○	×	×	×	×
⑪ 農業経営の改善によって必要となる農薬費、その他の費用 (農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)	○	×	○	○	×

\* (認);認定農業者、(主);主業農業経営者、(工);エコファーマー、(集);集落営農組織、  
(中);農商工等連携促進法の認定中小企業者

## いくら借りることができますか？

### どのくらいの期間で返さなければなりませんか？

#### 利用限度額

個人 1,800万円 法人等 5,000万円

※ 認定農業者及び認定中小企業者以外の方については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と上記のいずれか低い額になります。

#### 償還期間(うち据置期間)

10年以内 (3年以内)

据置期間(3年以内)

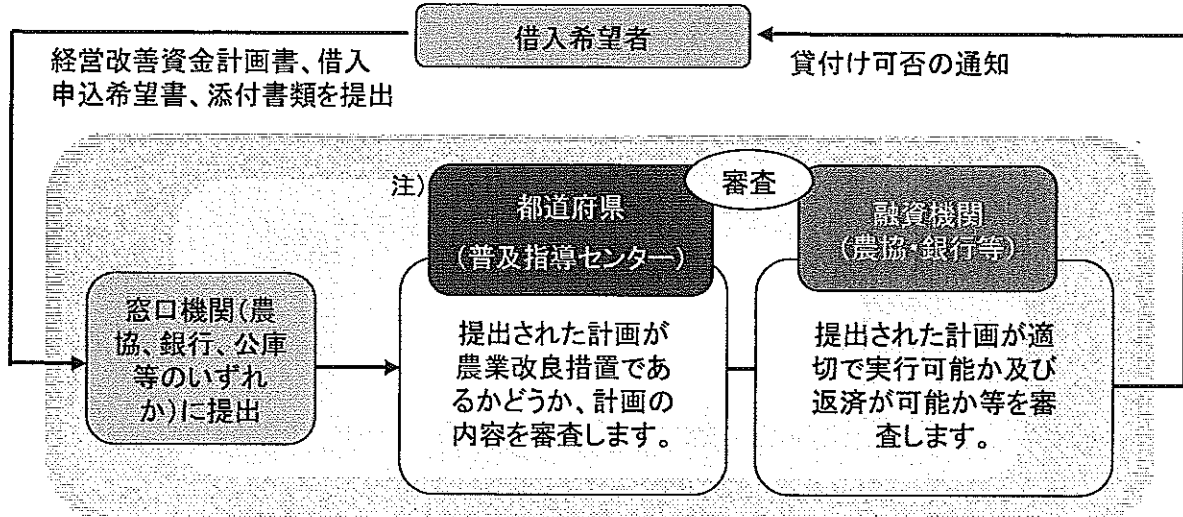
返済期間

償還期間(10年以内)

※ 特定地域にお住まいの方、就農計画の認定を受けた農業法人等、農商工等連携促進法の認定を受けた方については償還期間12年以内(据置5年以内)、エコファーマーの方及び農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた方は償還期間12年以内の特例措置が設けられています。

## どのような手続きをすればよいのですか？

- 貸付手続きには、融資機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫）から借り受ける「転貸方式」と都道府県から借り受ける「直貸方式」があります。
- 借入を希望する方によって、申込書の種類が異なったり、添付書類を必要とする場合がありますので、まずはお近くの都道府県普及指導センターや融資機関にご相談ください。

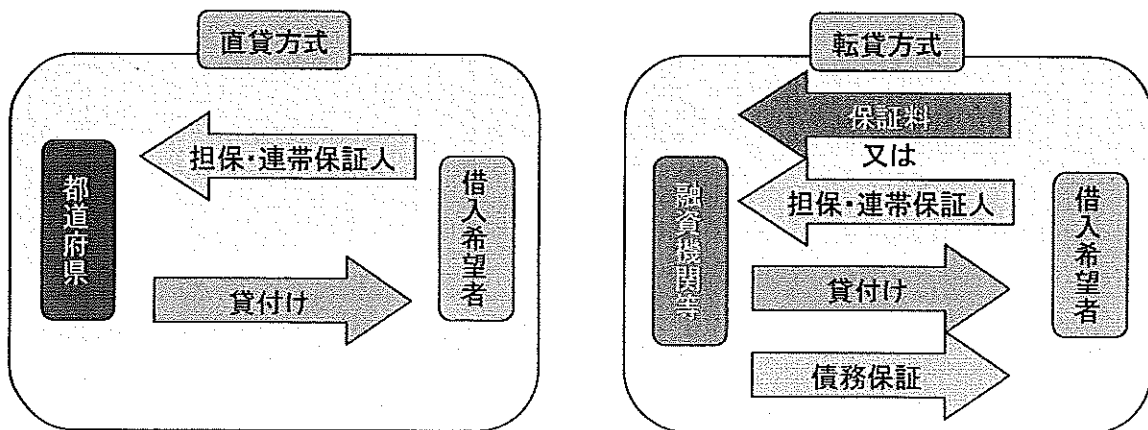


注) 集落営農組織に係る経営改善資金計画は、市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の認定が必要です。

## 担保や連帯保証人は必要ですか？

農業改良資金を都道府県から直接借り受ける場合(直貸方式)は、担保や連帯保証人が必要です。  
農協等民間融資機関から借り受ける場合(転貸方式)は、農業信用基金協会等による債務保証の対象となり担保や連帯保証人がなくても借りられます。

※ 保証に必要な条件等は都道府県農業信用基金協会等により多少異なります。



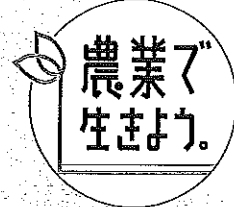
都道府県により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は普及指導センターへご相談ください。

農林水産省 〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号

URL: <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/annai.htm>

発行 平成20年10月

頑張るあなたを無利子でサポート



# 就農支援資金

## 制度のご案内



就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、  
農業の経験がない人を新たに採用しようとする農業法人等を  
資金の面からサポート(無利子資金を貸付け)するものです。

## 1 貸付対象者

### 就農希望者(個人)

自ら農業経営を目指す方(農業法人等の従業員から独立して新たに農業経営を始める方も対象となります。)や農業法人等への就職を目指す方で、就農計画(※)を作成し、都道府県知事から認定を受けた方。

農業後継者、農家出身でない方も対象となります。

### 農業法人等(経営体)

新たに就農希望者を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業法人や農家で、就農計画(※)を作成し、都道府県知事から認定を受けた経営体。

※就農計画には個人が作成する計画と経営体が作成する計画の2パターンがあります。

## 2 資金の種類

### 就農研修資金

農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金

### 就農準備資金

住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金

### 就農施設等資金

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金(就農希望者(個人)に対する貸付けに限ります。)

## 3 貸付条件

就農支援資金の借入れには担保又は保証人が必要です。ただし、就農施設等資金を農協等の融資機関から借り入れる場合には農業信用保証保険制度による機関保証を受けることができます。

## 4 貸付機関

### 就農研修資金及び 就農準備資金

都道府県青年農業者等育成センター

### 就農施設等資金

都道府県青年農業者等育成センター及び農協等の融資機関

## 就農支援資金の内容

区 分		就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類		農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修旅費、滞在費、パソコン等研修用機器など	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費（引越代、敷金・礼金等）、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費など	農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金 施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費・リース料など
貸付主体		都道府県青年農業者等育成センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県青年農業者等育成センター</li> <li>農協等の融資機関</li> </ul>
貸付対象		就農希望者（個人）又は農業法人等（経営体）		就農希望者（個人）
貸付限度額		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業大学校等 ⇒ 5万円/月</li> <li>先進農家等（国内外） ⇒ 15万円/月</li> <li>指導研修（青年） ⇒ 200万円</li> </ul>	200万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年<sup>(※1)</sup> ⇒ 2,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額</li> <li>青年以外<sup>(※2)</sup> ⇒ 1,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額</li> </ul> <p>[経営開始後5年間を対象]</p>
償還 (据置) 期間	青年 <sup>(※1)</sup>	12(4)年以内（条件不利地域20(9)年以内）		12(5)年以内
	青年以外 <sup>(※2)</sup>	7(2)年以内（条件不利地域12(5)年以内）		
その他				債務保証の対象

※1 青年：15歳以上30歳未満の方（都道府県知事の特認により40歳未満の者）

※2 青年以外：55歳未満の方（都道府県知事の特認により65歳未満の者）

# 資金借入れまでのながれ

## 就農希望者

## 農業法人等

☆就農希望者が就農計画を作成

☆就農希望者の雇用主が就農計画を作成  
※就職先が未定の場合は就農希望者が就農計画を作成し、  
資金を借り入れることも可能

☆事業計画を提出

☆事業計画を提出

☆都道府県就農促進方針に照らして就農計画を認定

都道府県知事

☆審査の上貸付けを決定

☆審査の上貸付けを決定

青年農業者等育成センター  
又は融資機関

### ●就農支援資金に関するお問い合わせは、こちらへ

青年農業者等育成センター	電話番号	青年農業者等育成センター	電話番号	青年農業者等育成センター	電話番号
(社)北海道農業担い手育成センター	011-271-2255	(社)静岡県農業振興公社	054-250-8991	岡山県農林漁業担い手育成財団	086-226-7423
(社)青い森農林振興公社	017-773-3131	(社)新潟県農林公社	025-281-3480	(財)広島県農林振興センター	082-541-6185
(社)岩手県農業公社	019-623-9390	(社)富山県農林水産公社	076-441-7396	(財)やまぐち農林振興公社	083-924-8900
(財)みやぎ農業担い手基金	022-264-8238	(財)石川21世紀農業育成機構	076-257-7141	(財)徳島県農業開発公社	088-621-3083
(社)秋田県農業公社	018-884-5512	(社)ふくい農林水産支援センター	0776-21-5475	(財)香川県農業振興公社	087-831-3211
(財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	(社)岐阜県畜産公社	058-276-4601	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	089-945-1542
(財)福島県農業振興公社	024-521-9848	(財)愛知県農業振興基金	052-951-3626	(財)高知県農業公社	088-823-8618
(財)茨城県農林振興公社	029-239-7131	(財)三重県農林水産支援センター	0598-48-1225	(財)福岡県農業振興推進機構	092-716-8355
(財)栃木県農業振興公社	028-648-9511	(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	077-523-5505	(財)佐賀県青年農業者育成センター	0952-25-7106
(財)群馬県農業公社	027-251-1220	(社)京都府農業開発公社	075-417-6847	(財)長崎県農林水産担い手育成基金	095-895-2935
(社)埼玉県農林公社	048-558-3555	(財)大阪府みどり公社	06-6266-8916	(財)熊本県農業後継者育成基金	096-385-2679
(財)千葉県水産振興公社	043-222-9136	(社)兵庫みどり公社	078-361-8116	(社)大分県農業農村振興公社	097-535-0400
(財)東京都農林水産振興財団	042-528-1357	(財)奈良県農業振興公社	0742-23-6148	(社)宮崎県農業振興公社	0985-51-2011
神奈川県立かながわ農業アカデミー	046-238-5274	(財)和歌山県農業公社	073-433-5547	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	099-213-7223
(財)山梨県農業振興公社	055-223-5747	(財)鳥取県農業担い手育成基金	0857-26-7599	(財)沖縄県農業後継者育成基金協会	098-866-2280
(社)長野県農業担い手育成基金	026-231-6222	(財)しまね農業振興公社	0852-32-2300		

### ■農林水産省経営局人材育成課

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
TEL.03-3502-6469

### ■社団法人 全国農村青少年教育振興会

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-3 農業技術会館2階  
TEL.03-3949-3332



# 農林漁業 セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金をご融資する制度です。

### ご利用いただける方

- 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）
- 認定就農者（就農計画を作成して都道府県知事の認定を受けた個人・法人）
- その他（個人）農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の方
- （法人）農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人

### ご利用いただける要件

※ 詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかの状況に置かれている場合にご利用いただけます。

#### 災害

災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）の被害を受けた。

#### 行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

#### 社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ① 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。
- ② 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。
- ③ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
- ④ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
- ⑤ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額+減価償却費））が20年以上であること。
- ⑥ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
- ⑦ 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る）。
- ⑧ 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑨ 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

### ご融資条件

償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：一般 300万円

特認 年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

金利： . %（償還期限 年の場合、平成 年 月 日現在）

※ 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

（平成21年4月）

## ご融資事例

次のような場合に農林漁業セーフティネット資金をご利用いただいています。

経営継続のための資金繰りをサポート（ご融資先：酪農を営むAさん）……………

ご融資前	<p>搾乳牛50頭規模の酪農を営むAさんは、飼料価格の高騰と乳価の低迷の影響を受けて、運転資金が不足する状態となった。</p> <p>この結果、初妊牛購入のための運転資金が確保できず、搾乳頭数の減少により経営規模が縮小し、今年の農業粗収益は3,600万円と前年から400万円の減少となった。</p>
ご融資後	<p>Aさんは、農林漁業セーフティネット資金300万円を借入れし、初妊牛の購入にあて、経営規模を回復した。</p> <p>なお、この300万円の償還期限は5年間と長期であり、当面の資金繰りの安定が図られる見込である。</p>

災害による経営の立て直しを支援（ご融資先：施設野菜を営むB社）……………

ご融資前	<p>施設野菜を営むB社は、昨年の秋の台風で、一部ビニールハウスが倒壊する被害を受けた。</p> <p>B社はハウストマトの周年出荷を行っており、販売先への継続出荷のためにも、ビニールハウスの早期修復が不可欠であった。</p>
ご融資後	<p>B社はビニールハウスの修繕を早期に実施したものの、これにより肥料の購入等に充てるための運転資金が不足。年間経営費の12分の3の特認限度額を利用し、農林漁業セーフティネット資金1,000万円を借入れた※。</p> <p>この結果、B社の資金繰りは安定。販売先への継続出荷を滞りなく行うことができたため、今期も前期並の売上が確保できる見込である。</p>

※ 災害を原因として農林漁業セーフティネット資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要です。

## ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



# 日本政策金融公庫

農林水産事業本部

ホームページ

<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫

検索

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）



認定農業者向け短期運転資金  
スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

便利で、借りやすく、返しやすい仕組みです。

極度額（貸付金の上限額）を設け、その範囲内であればいつでも借りられ、いつでも返すことができます。

極度額の上限は、

個人経営の方 500万円（畜産・施設園芸経営は、2,000万円）

法人経営の方 2,000万円（ " は、8,000万円）

貸付金利は、市場金利に応じて変動しますので、最新の金利は、融資機関にお尋ね下さい。

（参考）平成21年4月20日現在 1.5%

農業経営に必要な短期運転資金全般です。

スーパーS資金のつかいみちは、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金全般です。

例えば、次のようなつかいみちです。

- ① 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃などの直接的現金経費
- ② 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ③ 小農具など営農備品、消耗品などの購入費
- ④ 営農用施設・機械の修繕費
- ⑤ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ⑥ 生産技術、経営管理技術の修得費
- ⑦ 市場開拓費、販売促進費 など

さらに詳しくは、農林漁業信用基金 (<http://www.affcf.com/super-s>) のホームページをご覧ください。